

行政が関与する「性犯罪・性暴力被害者ためのワンストップ支援センター」一覧 (平成28年9月現在)

内閣府男女共同参画局

番号	地方公共団体名	ワンストップ支援センターの名称 (愛称)	形態 (注1)	ワンストップ支援 開始年月日	実証的調査研究(注2)		
					H26'	H27'	H28'
1	大阪府	性暴力救援センター・大阪 SACHICO	病院	H22.4.1	○	○	○
2	愛知県	ハートフルステーション・あいち	病院	H22.7.26			
3	神奈川県	かながわ犯罪被害者サポートステーション	連携	H24.2.1			
4	佐賀県	性暴力救援センター・さが (さがmirai)	連携	H24.7.2			
5	北海道 札幌市	性暴力被害者支援センター北海道 (SACRACH さくらこ)	相談	H24.10.1	○	○	○
6	岡山県 岡山市	—	連携	H25.1.28			
7	福島県	性暴力等被害救援協力機関 (SACRAふくしま)	連携	H25.4.1			
8	兵庫県	性暴力被害者支援センター・ひょうご	病院	H25.4.1	○	○	○
9	和歌山県	性暴力救援センター和歌山 (わかやまmine)	病院	H25.7.16	○	○	
10	福岡県 福岡市・北九州市	性暴力被害者支援センター・ふくおか	連携	H25.7.30	○	○	○
11	埼玉県	彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター (性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン)	連携	H25.9.4			
12	宮城県	性暴力被害相談支援センター宮城	連携	H26.4.1		○	
13	福井県	性暴力・救済センター・ふくい (ひなぎく)	病院	H26.4.1		○	○
14	滋賀県	性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 (SATOCO)	その他	H26.4.1	○	○	○
15	千葉県 千葉市	千葉性暴力被害支援センター ちさと	病院	H26.7.1			
16	沖縄県	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター	連携	H27.2.2			
17	島根県	性暴力被害者支援センター たんぽぽ	相談	H27.3.23	○		
18	三重県	みえ性暴力被害者支援センター よりこ	連携	H27.6.1		○	○
19	熊本県	性暴力被害者のためのサポートセンター (ゆあさいどくまもと)	連携	H27.6.1			
20	群馬県	群馬県性暴力被害者サポートセンター (Saveぐんま)	連携	H27.6.25	○		
21	栃木県	とちぎ性暴力被害者サポートセンター (とちエール)	連携	H27.7.1			
22	東京都	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業 (性暴力救援ダイヤルNaNa)	連携	H27.7.15 ※SARC東京H24.6.1開設		○	○
23	京都府	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター (愛称:京都SARA(サラ))	連携	H27.8.10		○	○
24	岐阜県	ぎふ性暴力被害者支援センター	連携	H27.10.15		○	○
25	茨城県	性暴力被害者サポートネットワーク茨城	連携	H27.11.4			
26	名古屋市	性暴力被害者救援センター日赤なごや(なごみ)	病院	H28.1.5		○	○
27	鹿児島県	性暴力被害者サポートネットワークかごしま (FLOWER)	連携	H28.2.10			
28	長崎県	長崎県性暴力被害者支援「サポートながさき」	連携	H28.4.1			
29	大分県	おおいた性暴力救援センターすみれ	相談	H28.4.1		○	○
30	山形県	やまがた性暴力被害者サポートセンター	連携	H28.4.25			○
31	徳島県	徳島県性暴力被害者支援センター 'よりそいの樹 とくしま'(中央・南部・西部)	連携	H28.7.1			○
32	長野県	長野県性暴力被害者支援センター (りんどうハートながの)	連携	H28.7.27		○	○
33	広島県	性被害ワンストップセンターひろしま	連携	H28.8.30			○

(注1) 形態の凡例 ; 「病院」病院拠点型、「相談」相談センター拠点型、「連携」相談センター又は拠点病院を中心とした連携型
「その他」何れにも該当しないもの

(注2) 「実証的調査研究」において、ワンストップ支援センターの開設準備等に係る地方公共団体の取組を取り上げ、現時点で開設前のものは次のとおり
H27' ; 秋田県、鳥取県、香川県、金沢市（3県1市）
H28' ; 秋田県、新潟県、鳥取県、山口県、香川県（5県：香川県以外の4県はH28'中の開設を目指す計画、香川県はH29.4.1の開設を目指す計画）

性犯罪・性暴力被害者支援体制整備等促進交付金

平成29年度概算要求額261百万円

1. 目的

行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「センター」という。）の設置数については、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、平成32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標が設定されている。

センターを開設した都道府県が半数を超える状況の下、全都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を更に促進するための交付金を創設することを目的とする。

2. 概要

センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する（1／2又は1／3を補助）。

【交付対象経費】

- * 都道府県・指定都市が負担した「相談センター」の運営に要する経費
 - * 都道府県が負担した警察に相談をしなかった被害者の医療費等
 - * 都道府県が実施する協力病院等の医療関係者や支援者対象の研修に係る経費
 - * 都道府県が実施するセンターの広報に係る経費
- など